

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 21 日

高齢者入所施設等の管理者 様

岩手県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症の入所者の感染時の報告について

標記については、令和 5 年 5 月 16 日付当職事務連絡により当面の間として 9 月 30 日までを目途とし報告について御協力いただいているところですが、今般、国から厚生労働省各課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」が発出され、令和 5 年 9 月末までとしていた新型コロナに係る医療提供体制の移行期間が、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めることを目的として、令和 6 年 3 月末まで延長されることとなりました。

については、標記報告についても令和 6 年 3 月末まで報告依頼を延長することとしましたので、感染時の報告について下記により引き続き御協力をお願いします。

記

1 発生報告を要する対象

施設入所者（職員や併設事業所での発生については対象外）

2 報告方法

当課あてメールにて報告（メールの標題を「コロナ感染報告\_（施設名）」としてください（報告先アドレス：[BD0003@pref.iwate.jp](mailto:BD0003@pref.iwate.jp)）

3 報告の内容

別紙報告様式（エクセルファイル）をメール添付により報告

4 報告の時期

施設において感染者が確認された初日は発生確認時。以降、毎日 10 時時点の感染状況を収束まで報告。

担当 長寿社会課長 西崎

0 1 9 7 （ 2 2 ） 2 8 5 0